

## 貸借対照表

平成24年8月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 997,007 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 297,116 】</b>
現金及び預金	799,570	買掛金	14,142
売掛金	145,776	短期借入金	100,000
製品	1,200	1年以内返済予定の長期借入金	12,087
仕掛品	1,466	未払金	46,487
前渡金	20,756	未払費用	14,766
前払費用	24,196	未払法人税等	47,747
短期貸付金	92	未払消費税等	11,222
未収入金	199	前受金	46,696
繰延税金資産	4,128	預り金	3,965
その他	144	<b>【固定負債】</b>	<b>【 152,448 】</b>
貸倒引当金	△ 524	長期借入金	15,847
<b>【固定資産】</b>	<b>【 400,749 】</b>	退職給付引当金	136,601
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 202,777 )</b>		
建物	112,562	<b>負債合計</b>	<b>449,564</b>
構築物	1,443	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	66,040	<b>【株主資本】</b>	<b>【 948,191 】</b>
土地	22,731	資本金	( 425,400 )
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 12,084 )</b>	資本剰余金	( 278,193 )
ソフトウェア	9,767	資本準備金	278,193
電話加入権	2,304	利益剰余金	( 244,598 )
水道施設利用権	12	その他利益剰余金	244,598
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 185,888 )</b>	繰越利益剰余金	244,598
投資有価証券	3,511		
出資金	2,895	<b>純資産合計</b>	<b>948,191</b>
長期貸付金	319	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,397,756</b>
長期前払費用	633		
差入保証金	128,057		
繰延税金資産	50,472		
貸倒引当金	△ 1		
<b>資産合計</b>	<b>1,397,756</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品：個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物： 24年

：定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物： 3年～22年

構 築 物： 20年

工具器具備品： 3年～10年

無形固定資産：定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間

(5年以内)に基づく定額法

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額(期末自己都合要支給額の100%を計上する簡便法)に基づき、計上しております。

### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II 重要な会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

なお、この変更に伴う損益への影響は軽微である。

## III 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

定 期 預 金 100,000千円

上記に対応する債務

短 期 借 入 金 100,000千円

(注)上記定期預金100,000千円の内、50,000千円は当社代表取締役の借入債務に対応する

ものであります。(詳細は下記、IX 関連当事者との取引に関する注記をご参照下さい。)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 392,619千円

### 3. 保証債務

借入債務に係る債務保証

当社役員 1名 50,000千円

## IV 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## V 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	36,694株	—	800株	35,894株
計	36,694株	—	800株	35,894株
自己株式				
普通株式	—	800株	800株	—
計	—	800株	800株	—

(注)株式数の減少800株は、利益剰余金を用いた消却によるものであります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月29日 定時株主総会	普通株式	9,173	250	平成23年8月31日	平成23年11月30日

#### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,973	250	平成24年8月31日	平成24年11月30日

### 3. 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

## VI 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	48,684千円
未払事業税	3,767千円
減価償却超過額	1,787千円
その他	360千円
繰延税金資産合計	54,600千円

## VII リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (借手側)

#### (1) リース物件の取引価額相当額、減価償却累計額相当額

##### および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	413	407	5
合計	413	407	5

#### (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	6千円
合計	6千円

#### (3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	73千円
減価償却費相当額	68千円
支払利息相当額	1千円

#### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## VIII 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によりこれを実施しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として非上場株式であり、四半期ごとに発行会社の財政状態の把握を行っております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的にしたものであります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	799,570	799,570	—
(2) 売掛金	145,776	145,776	—
資産計	945,347	945,347	—
(1) 短期借入金	100,000	100,000	—
負債計	100,000	100,000	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 短期借入金

全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	3,511
差入保証金	128,057

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

差入保証金は、将来キャッシュ・フローの見積りが極めて困難と認められるため、時価評価をしておりません。

## IX 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名称	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)
				役員の兼 任等	事業上の 関係		
主要株主 (個人) 及びその近親者	木下 仁	当社代表 取締役	38.7	—	—	債務保証 (注1)	50,000
役員及びその 近親者						保証料 (注2)	137

(注1) 債務保証は、当社代表取締役の借入債務に対して連帯保証を行っているものであります。連帯保証の担保として、定期預金50,000千円を金融機関に差入れています。

(注2) 保証料は、上記(注1)の保証に対するもので、毎月一定の金額を受取っております。

## X 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 26,416円45銭

2. 一株当たり当期純利益 2,180円00銭

3. 潜在株式調整後一株当たり当期純利益

新株予約権の残高はありますが、当社株式は当事業年度は非上場であるため、期中平均株価の把握ができません。その為、潜在株式調整後一株当たり当期純利益は記載しておりません。

## XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XII その他の注記

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 税効果会計に使用する法定実効税率の変更

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年9月1日に開始する事業年度から平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、流動資産の繰延税金資産が291千円、固定資産の繰延税金資産が7,024千円減少し、法人税等調整額(借方)が7,315千円増加しております。